

## 添付書類－3（その他指針に係る事項）

### 生活環境の保持に配慮した事項

#### 【総合計画、都市計画等のまちづくり関連施策との整合性】

- ・総合計画および都市計画等、茨木市のまちづくり関連施策に協力するよう努めます。

#### 【駐車場・駐輪場の需要に関して取り組む内容】

- ・駐車場については、立地法指針式により算出した小売店舗の必要駐車場台数74台を満たす126台（全体収容台数154台、うち来客用126台、従業員用等28台）を確保します。
- ・駐輪場については、「茨木市開発指導要綱施行基準」に基づく必要収容台数（205台（2,044㎡÷10㎡））を満たす205台（全体収容台数215台、うち来客用201台、自動二輪用4台、従業員用等10台）を確保します。
- ・身障者用駐車スペースは、エントランス近くに2台分設けます。

#### 【歩行者の通行の利便性の確保、来店車両の交通整理等、交通安全に関して配慮する事項】

- ・駐車料金を無料とし発券ゲートを設けないことで、来客車両のスムーズな入出庫を図ります。
- ・駐車場出入口には一旦停止の標示やお客様に注意を呼びかける看板（左右確認など）を設置し、出庫車両の飛び出しを抑制し、一般歩行者の安全確保に努めます。
- ・繁忙時等には駐車場出入口付近に交通整理員を配置し、来退店客車両の誘導と、一般歩行者の安全確保に努めます。開店から当分の間は平日の通勤通学時間帯（7時～9時）と休日の繁忙時間帯（14時～17時）は各出入口に1名以上を配置し、来客車や歩行者等の通行状況が把握できた段階で、それに応じて配置を見直すこととします。なお、オープン時の交通整理については別途茨木警察署と協議の上、万全の体制で臨みます。
- ・照明などの設備を設置して、夜間の通行安全や防犯に配慮します。
- ・出入口②は搬入車出入口と共用し、荷さばき施設への経路が歩行者及び自転車通路と交差することから、以下の安全対策を講じます。
  - ・来客の多い休日および夕方時間帯は搬出入車両を減らすことにより、来退店客車両との交錯を最小限にします。
  - ・搬出入車両が通行する際には、従業員が誘導等を行って、歩行者・自転車及び来退店客車両の安全確保に努めます。
  - ・搬出入車両の運転手には、一旦停止及び場内徐行を厳守し、安全運転に努めるよう指導を徹底します。
- ・店舗敷地の南側の府道と西側の市道は小学校の通学路に指定されていますが、いずれも店舗と反対側の歩道に設定されています（別添図面2）。店舗側の歩道は通学路に指定されていませんが、中学生の通行もあるので、開店から当分の間は平日の通学時間帯にも各出入口に交通整理員を配置し、児童生徒の通行状況を把握した上で、必要に応じて交通安全対策を検討します。

#### 【来店車両の経路設定に関して配慮する事項】

- ・交差点のUターンや生活道路への進入が発生しにくい経路を設定しています。（別添図面8,9）
- ・案内経路は、新聞折り込み広告等に掲載し、お客様に周知します。
- ・駐車場出入口付近に案内看板を設置し、来退店客車両の誘導を図ります。

#### 【防災・防犯対策への協力に関して配慮する事項】

- ・未成年の深夜の来店に対しては、店内放送および掲示等で注意を促します。また、「茨木市青少年の健全育成に関する条例」を遵守いたします。
- ・定期的に従業員等が巡回し、不審者への声かけを行うなど、防犯対策に努めます。
- ・駐車場内および出入口付近に防犯カメラを設置して死角を減らすことにより、不審者や不審車両の抑止に努めます。
- ・駐車場の出入口は、営業時間外は閉鎖します。（別添図面3）
- ・自治体などから災害時の防災対策への協力要請があった場合には、可能な限り協力します。

#### 【店舗から発生する騒音による周辺的生活環境への影響に関して配慮する事項】

- ・夜間（21時から翌6時まで）は荷さばき作業を行いません。
- ・荷さばき車両及び廃棄物収集車両、従業員車両に対しては、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、アイドリングを行わないよう指導を徹底します。また、「クラクション・空ふかしの禁止」、「静かなドアの開閉」についても指導を徹底します。

- ・作業員等には、作業時における騒音の低減に努めるよう指導します。
- ・早朝の荷さき車両及び廃棄物収集車両に対しては、後進ブザー音を極力停止するように努めるとともに、場内車路を走行する際には徐行するよう指導を徹底します。
- ・青少年の蛸集により騒音が発生することのないように、夜間も従業員が巡回します。
- ・お客様に対しては「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、駐車場内にアイドリングの禁止の表示を行い周知します。また、駐車場内の表示には「クラクション・空ふかしの禁止」、「静かなドアの開閉」についても併記し、お客様に協力を呼びかけます。
- ・設備機器は低騒音型の機器を導入します。また、定期点検を行い、異常騒音の発生防止に努めます。
- ・厨房排気ファンのダクトに消音器を設置します。
- ・廃棄物を整理して保管することにより、収集作業の効率を高め、短時間化を図ります。
- ・屋外に向けてのBGMは流しません。

**【廃棄物等について、適正処理、減量化、リサイクルに関する取り組み内容及び廃棄物の保管等による周辺の生活環境への影響に関して配慮する事項】**

- ・廃棄物保管施設は、必要保管容量（9.6m<sup>3</sup>）を超える施設容量（11.6m<sup>3</sup>）を確保します。
- ・事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別、リサイクル可能な「紙」等資源物の分別を行い、ごみを出さないことを重点に置いたごみ減量化に努めます。
- ・一般廃棄物は、普通ごみ・資源物（缶・びん・ペットボトル）・古紙類等に分別し排出します。
- ・産業廃棄物（廃プラスチック、金属くず、ガラスくず等）については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に保管するとともに、許可を受けた産業廃棄物処理業者に処分を委託し、適正に処理します。保管にあたっては、同法の保管基準（囲い・看板の設置、飛散・流出等防止のための措置、害虫対策）を遵守します。
- ・搬入時に発生する梱包材は、可能な限り再利用に努めます。
- ・お買い物袋の持参運動を推進し、レジ袋の減量化に努めます。
- ・生ごみについては、食品リサイクル法に基づき処理します。食品の売れ残りを削減するため計画的な仕入れや、タイムセール等を行い、厨芥等の廃棄物の発生抑制、減量化に取り組めます。

**【店舗から発生する悪臭による周辺の生活環境への影響に関して配慮する事項】**

- ・作業場から発生する臭気対策として、厨房排気浄化システムを導入して、店舗周辺地域の生活環境保持に努めます。また、排気口の定期的な清掃を行います。
- ・廃棄物は屋内の保管施設内で保管します。生ごみは、ポリ袋等で密閉した上で発生したその日のうちに回収し、密閉型の保管施設で冷蔵保管することで、店舗周辺地域への悪臭の拡散防止に努めます。
- ・廃棄物保管施設の内部及び周辺は、従業員により毎日清掃を行います。なお、生ごみ保管庫は毎日水洗い清掃を行います。
- ・食品加工場には、汚水対策及び悪臭対策として、グリストラップを設置します。また、グリストラップの清掃は定期的に行います。

**【街並みづくり、景観に関して配慮する事項】**

- ・建物形状や色彩、看板デザインは、周辺の街並みとの調和を図ります。
- ・「大阪府自然環境保全条例」に基づき、敷地内には緑地を確保します。
- ・「大阪府屋外広告物条例」および「茨木市景観条例」を遵守します。

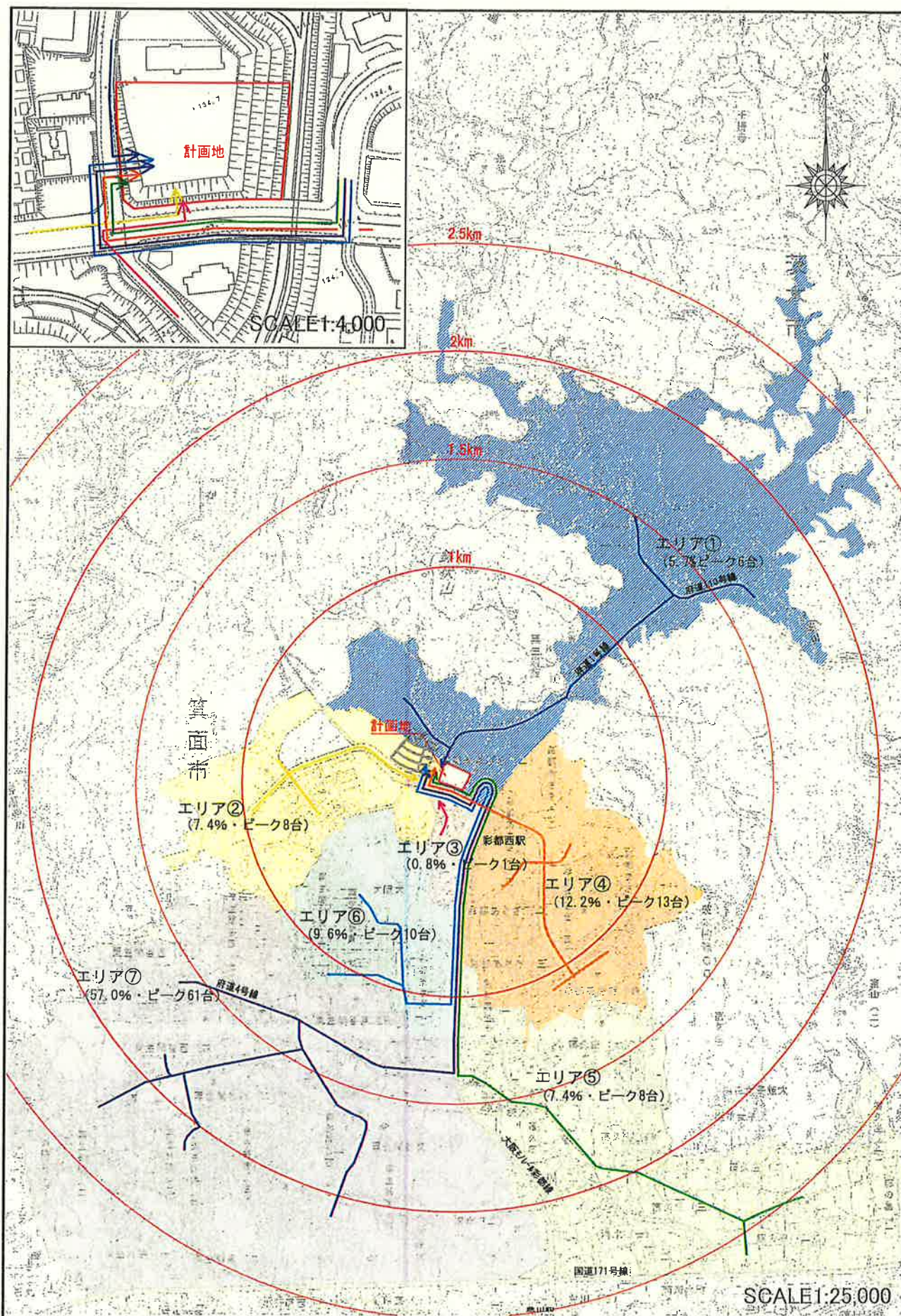
**【照明の配置に関して配慮する事項】**

- ・夜間照明が周辺地域への光害とならないよう、周辺へ配慮した照明計画とします。

**【その他、配慮する事項】**

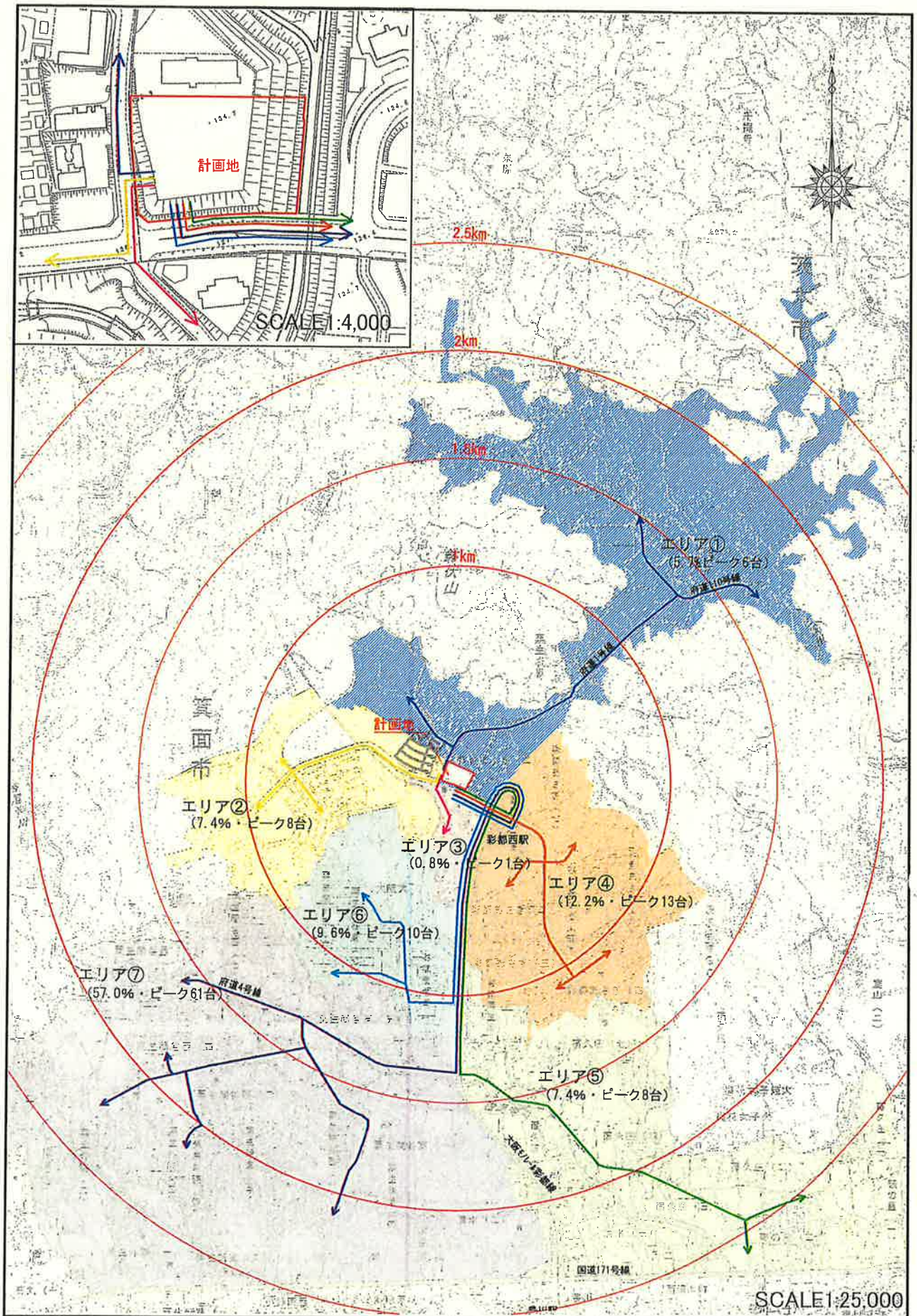
- ・建物施設については、極力バリアフリーに対応し、高齢者や障害者の安全と利便に配慮します。
- ・開店後、万一、苦情等があった場合には、誠意をもって対応します。





別添図面8 来店経路(商圈)図





別添図面9 退店経路(商圈)図